

福崎町耐震改修促進計画



令和8年4月改定

福崎町

目 次

1 計画概要	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
2 福崎町で今後発生が想定される地震規模, 被害の状況	2
3 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	
(1) 住宅耐震化の現状	5
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現状	6
4 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	
(1) 住宅耐震化の目標	7
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の目標	8
5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	9
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	9
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	10
(4) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	10
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	11
(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路	11
6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	12
(2) 町内自治会等との連携	12
(3) 関係団体との連携	12
7 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項	
.....	12

1. 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

平成 18 年の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下[法]という。）の改正に伴い、近い将来その発生が予測されている巨大地震に備え、住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、平成 20 年に福崎町耐震改修促進計画（以下[計画]という。）を策定し、耐震化施策を実施してきた。

当計画期間は、令和7年度までとしたが住宅の耐震化率は 75.1%(令和 5 年時点)にとどまり、計画値を下回することは明らかとなった。多数の者が利用する建築物の耐震化目標は達成したものの、引き続き住宅を主とした計画的な耐震化の促進が必要であるため、本計画を改定する。

【参考】国の基本方針(平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号)概要

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約90%を、令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

兵庫県耐震改修促進計画

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標をつぎのとおりとする。

- ・住宅の耐震化率を現況の91. 7%から、令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消※1とする。
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率を現況の93. 4%から、令和17年度までに耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消とする。

※1 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定。

(2) 計画の位置づけ

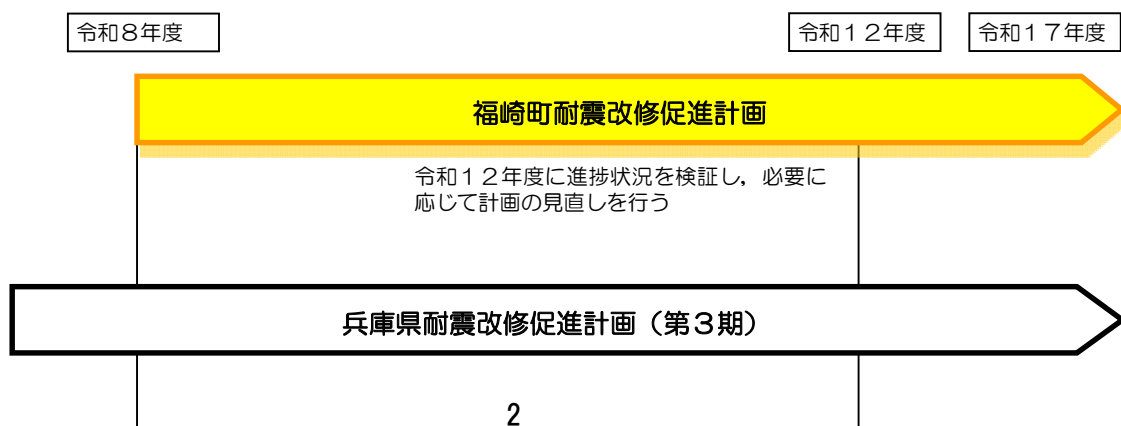
本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、国の基本方針(平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号)及び兵庫県耐震改修促進計画(第3期)(令和8年3月改定)を勘案し、改定する。

また、本計画は、地震災害に備えることを目的とした住宅・建築物の防災・減災対策を推進するための計画であり、福崎町地域防災計画との整合を図る。

(3) 計画期間

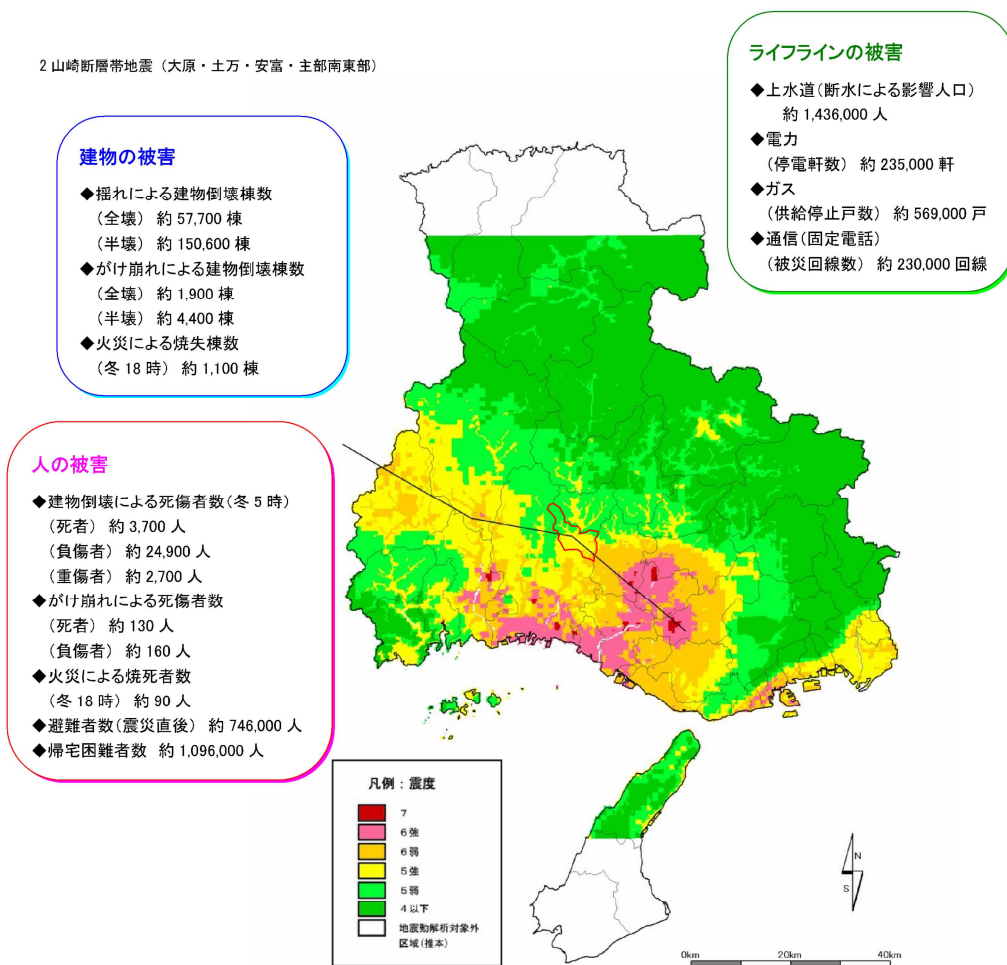
本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

計画期間の5年目にあたる令和12年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 福岡市で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

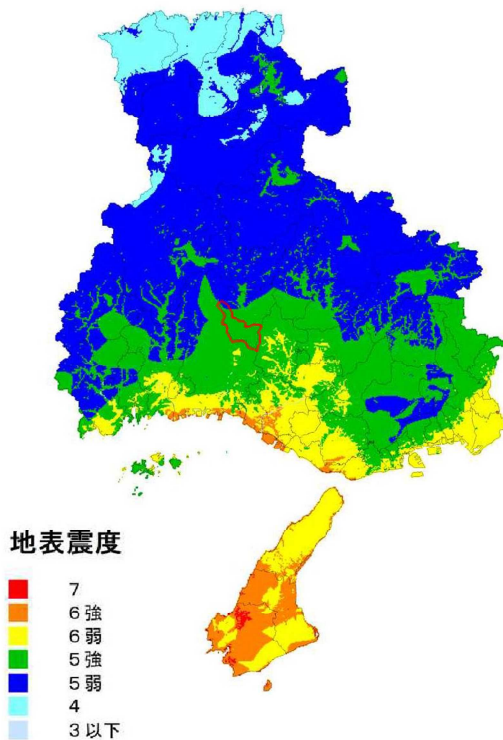
福岡市地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、市内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の地震を想定している。



市(町)内の山崎断層帯地震による想定震度分布図

南海トラフ地震の地震動予測結果

(地表震度分布図)



(主な市町の最大地表震度)

- ・ 震度 7 : 洲本市、南あわじ市
- ・ 震度 6 強 : 神戸市、尼崎市、伊丹市、姫路市、明石市、高砂市、たつの市、淡路市、加古川市、播磨町

【参考】

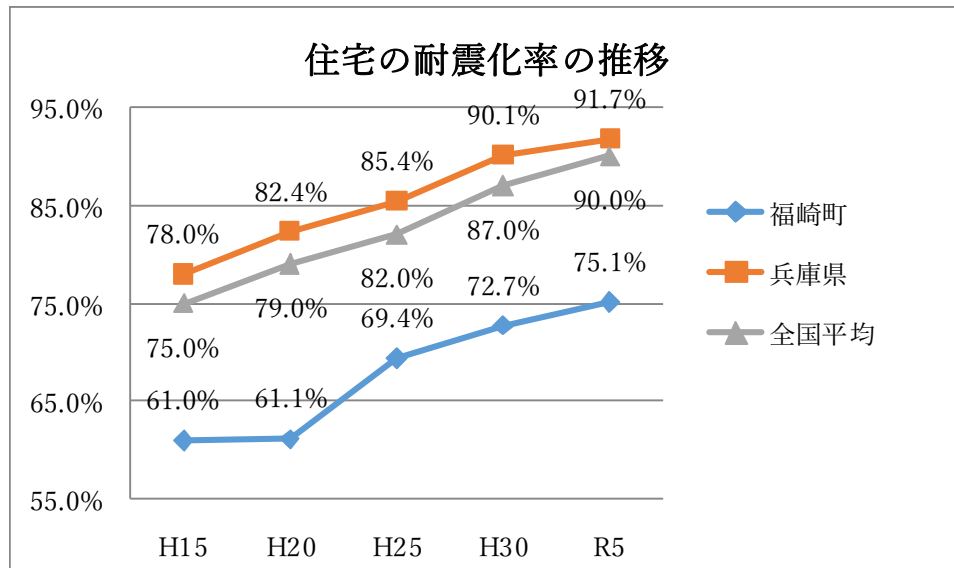
兵庫県地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震が示されている。その内福崎町に影響を及ぼす4つの地震を想定し、想定される被害量を下表に示している。福崎町内の予想震度は福崎町地域防災計画による。

想定地震	想定規模	揺れによる建築被害棟数(県下全域)			福崎町内の 予想震度
		木造(全壊)	非木造(全壊)	計	
南海トラフ地震	M9.0	29,347	2,695	32,042	震度 5 強
山崎断層帯地震	M8.0	53,239	4,408	57,647	震度 6 弱
上町断層帯地震	M7.5	79,838	9,421	89,259	震度 5 弱
中央構造線断層帯地震	M7.7	33,489	4,869	38,358	震度 4 以下

3. 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(1) 住宅耐震化の現況

住宅の耐震化率は、令和 7 年度に 97.0%とする前計画に対して、令和 5 年度時点で、75.1%となっており、目標値とは大きく隔たりがある。



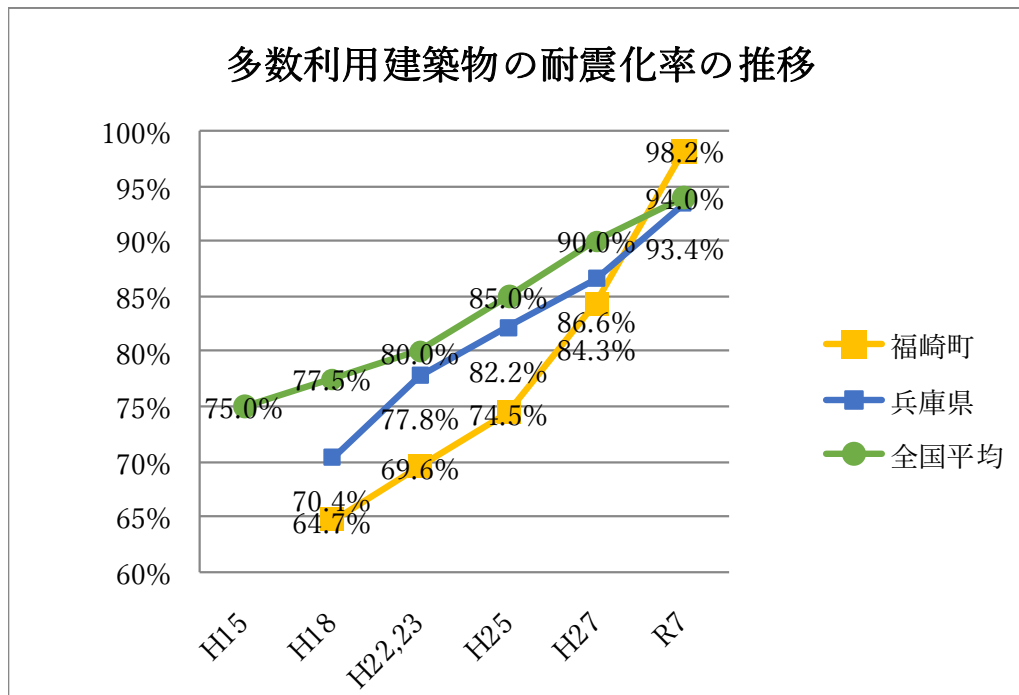
$$\text{住宅の耐震化率} = 1 - \frac{\text{耐震性の無い住宅(戸)}}{\text{全住総数(戸)}}$$

※耐震性の無い住宅とは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震改修工事を行っていないものをいう。

福崎町住宅耐震化率	H20	H25	R30	R5
住宅戸数 (居住する住宅)	6,210	6,250	7,180	7,800
耐震性の無い 住宅戸数	2,413	1,912	1,960	1,940
耐震化率(%)	61.1%	69.4%	72.7%	75.1%

※各数値は住宅・土地統計調査による推計値。

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況



$$\text{多数利用建築物の住宅の耐震化率} = 1 - \frac{\text{耐震性のない多数利用建築物(棟)}}{\text{多数利用建築物総数(棟)}}$$

※耐震性のない多数利用建築物とは、法第14条1号に規定される建築物(主に階数3階以上かつ1,000㎡以上の建築物)のうち昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震性のないもの又は耐震診断未実施により耐震性不明のものをいう。

耐震性の無い多数利用建築物の推移

H27	8(棟)	減少数(戸)	減数(棟)	
↓			①耐震改修	6(棟)
R7	1(棟)	7(棟)	②自然減失	1(棟)

なお、町有の公共施設における多数利用建築物は令和7年度末で耐震化率は100%である。

※文化センター 生活科学センター 第二体育館は多数利用建築物対象外。

4. 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

(1) 住宅耐震化の目標

① 兵庫県における住宅耐震化の目標

- ・兵庫県耐震改修促進計画との整合を図り、令和 17 年度で耐震性が不十分な住宅をおおむね解消を目標とする。
- ・国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画に基づき目標を設定する。

② 目標達成に向けた数値的条件

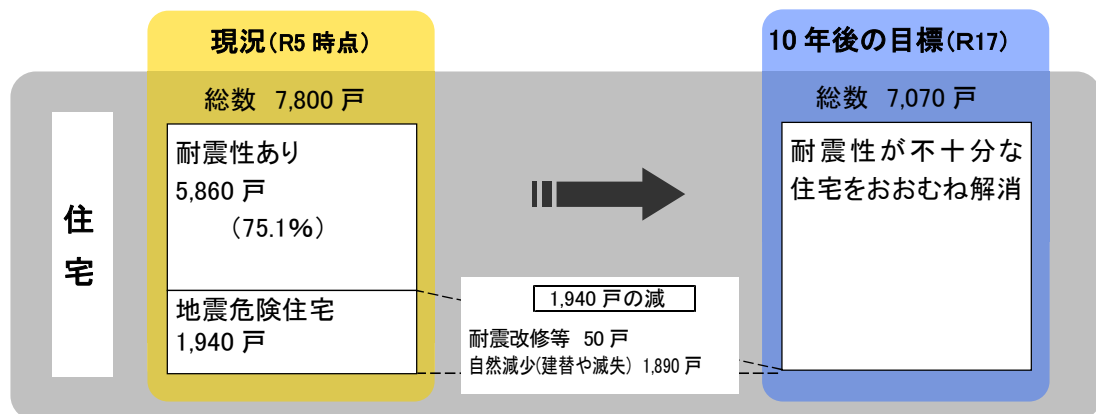
耐震性のない住宅数の推移

H25	住宅総数	6,245 戸	内	地震危険住宅	1,912 戸	69.3%
H30	住宅総数	7,180 戸	内	地震危険住宅	1,960 戸	72.7%
R5	住宅総数	7,800 戸	内	地震危険住宅	1,940 戸	75.1%

③ 福崎町における住宅耐震化の目標

兵庫県耐震改修促進計画の目標を踏まえ以下のとおり目標を設定する。

目標:住宅の現況耐震化率 75.1%を、10 年後におおむね解消とする



住宅・建築物の耐震性

- 1 新耐震基準建築物
昭和 56 年 6 月 1 日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。
- 2 旧耐震基準建築物
昭和 56 年 5 月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少なくと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況 (R7 年時点)

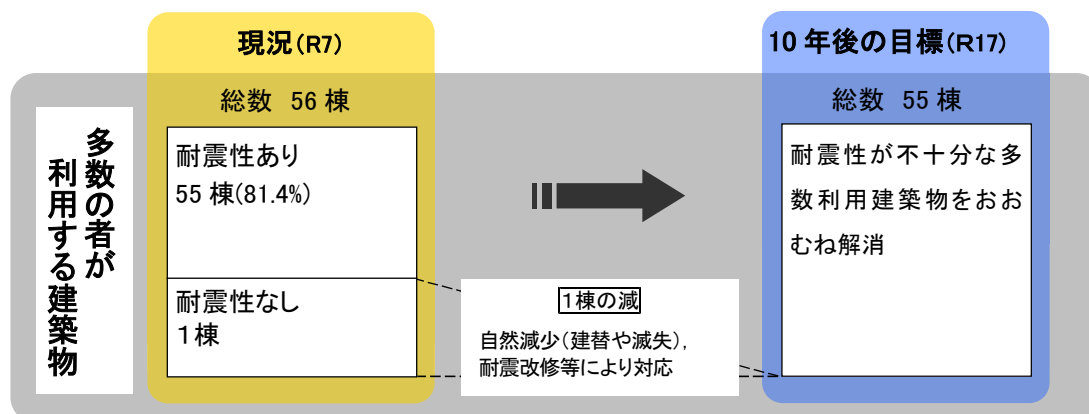
- ア 建築物総数 約 56 棟
 - イ 耐震性がない建築物数 約 1 棟
 - ウ 現況耐震化率 約 98.2%
- (アンケート調査等をもとに市(町)独自集計)

② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針

国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。
特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については早期の耐震化を目指す。

② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

目標: 多数の者が利用する建築物の現況耐震化率 98.2%を, 10 年後に耐震性が不十分な多数利用建築物をおおむね解消とする。



多数の者が利用する建築物

法第 6 条第 1 項第 1 号に定める用途で,
階数 3 以上かつ延べ面積 1,000 m²以上の建築物
(建築物用途の例)

国の基本方針による

- ・文化、集会施設: 公会堂 集会場
- ・商業、サービス施設: 店舗 飲食店
- ・宿泊、居住施設: ホテル 旅館 共同住宅 寄宿舍
- ・医療、福祉施設: 病院 診療所 児童福祉施設
- ・運動、遊戯施設: 体育館 遊技場
- ・学校、教育施設: 学校 図書館 学習塾

5. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、町は、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、町有建築物の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

簡易耐震診断推進事業により旧耐震住宅へ耐震診断を派遣し推進する。

② 福崎町ひょうご住まいの耐震化修促進事業の推進

町は、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進する。

③ 住宅耐震改修支援事業

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子補給を実施している。このことについて、町民に周知する。

要件 ア:昭和 56 年5月以前に建築された住宅であること

イ:わが家の耐震改修促進事業の改修工事費補助を受けていること

ウ:住宅改修の適正化に関する条例による登録を受けた事業者が実施する工事であること。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 簡易耐震診断の推進

引き続き住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を促進する。

また、住宅のバリアフリー改修費補助の条件として簡易耐震診断受診を義務付け住宅の所有者への意識啓発を促進する。

② 相談体制の拡充

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、まちづくり課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、市及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 住宅改修業者登録制度

市民が耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を実施している。この制度の周知を図る。

(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の周知

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定活動を地震災害時の対応を周知する。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを周知、推進する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【参考 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】

(兵庫県耐震改修促進計画)

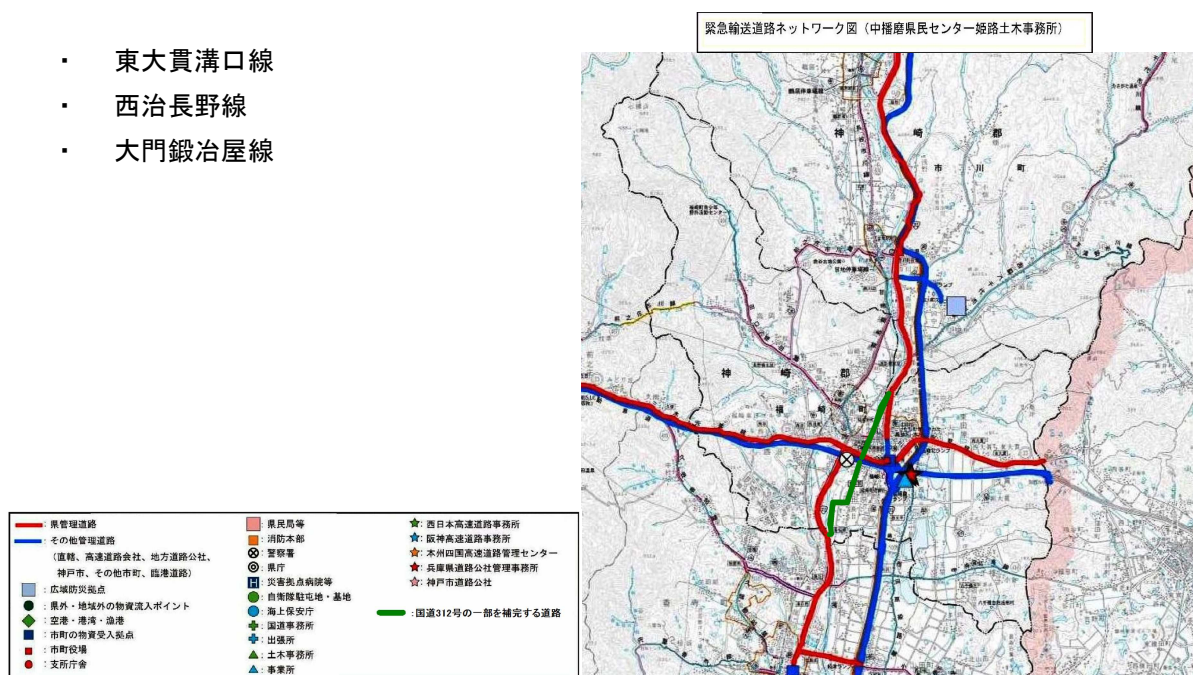
- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路
(国道 312号および県道三木穴栗線)
- ・市町耐震改修促進計画で位置付けられる道路
(町道中島井ノ口線)

- ② 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

兵庫県耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路(町道中道線。補完する道路として中島井ノ口線)は兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路として位置付けられている。そのほかに、町として以下に定める道路を指定する。

- ・ 東大貫溝口線
- ・ 西治長野線
- ・ 大門鍛冶屋線



6. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あわせて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する町民の相談に対応するため、まちづくり課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、町及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内自治会等の自主防災組織や NPO などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、町民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

7. 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

本計画を推進するため、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の所有者に対して指導を行う。

福崎町耐震改修促進計画改定の経緯

平成20年 3月策定

令和 3年 3月改定

令和 8年 4月改定